

[事案 30-28] 契約無効請求

・平成 30 年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

必要なときにいつでも積立金を引き出すことができ、元本割れしないなどと誤信して契約したとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 5 月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約内容を誤信して契約したため、契約を無効とするか、または取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、貯蓄のような保険だと案内されたが、貯蓄であるにもかかわらず、必要なときに引き出して使えないことについて説明を受けていない。
- (2) 積立金の一部が、積立および運用ではない他の用途に回されることについて、説明を受けていない。募集人から 10 年継続してほしいと言われたが、元本割れのリスクについての説明はなかった。
- (3) 自分は死亡保険をすでに契約しており、死亡保険のニーズはなく、契約者のニーズを無視した募集である。
- (4) 解約時に、解約返戻金額や解約控除がかかること等について詳細な説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、申立人に対して、設計書、パンフレット等を用いて、契約の内容を説明している。
- (2) 募集人は、申立人に対して、変額保険のリスクについても説明しており、申立人は確認書に署名をしている。保険関係費および解約返戻金、解約控除等についても、内容を説明している。
- (3) 申立人に死亡保障のニーズがあったことについては、意向確認書においても確認している。
- (4) 本契約を解約する前に、申立人が減額申出をした際、募集人は申立人に対して、解約控除について説明をし、申立人も納得している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約に関する経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が必要なときにいつでも積立金を引き出すことができる等と誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。